

神奈川県循環型社会づくり計画の改定骨子案について

神奈川県循環型社会づくり計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に基づく法定計画であると同時に、県の総合計画及び環境基本計画を支える循環型社会の実現に向けた廃棄物分野の個別計画である。

2023（令和5）年度に現行計画の最終年度を迎えることから、関連する法令の制定等の状況の変化を踏まえ、計画の全面的な改定を行うこととし、このたび改定骨子案をとりまとめた。

1 改定の背景等

(1) 現行計画の概要

【計画名称】 神奈川県循環型社会づくり計画

【計画期間】 2012（平成24）年度から2023（令和5）年度までの12年間*

※ 当初は2021（令和3）年度までの10年間の計画であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会状況等の変化を考慮し、2022（令和4）年3月に計画を改定し、計画期間を2年間延長した。

また、計画期間中間年次である2017（平成29）年3月には、計画期間後半の事業計画を位置付けるため計画を改訂した。

【基本理念】 廃棄物ゼロ社会

(2) 国等の動向（2017（平成29）年3月以降の状況の変化）

（国の動向）

- 2018（平成30）年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画（以下「第四次循環基本計画」という。）が策定され、重要な方向として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げ、その実現に向けて概ね2025（令和7）年までに国が講ずべき施策が示された。
- 廃棄物処理法に基づく国の基本方針は、第四次循環基本計画の策定や2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進など、廃棄物処理を取り巻く情勢の変化を踏まえ、2023（令和5）年6月に変更が予定されている。
- プラスチックや食品廃棄物に係る取組の重要性が高まっており、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、2022（令和4）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行、2019（令和元）年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行された。

（県の動向）

- 県の総合計画及び「神奈川県環境基本計画」については、2024（令和6）年3月に新たな計画の策定を予定している。

- 2018（平成30）年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を發表し、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指し、取組を推進している。また、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、2022（令和4）年7月には「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」（以下「県資源循環・不適正処理防止条例」という。）を改正し、2023（令和5）年3月には「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」を策定した。
- 2022（令和4）年3月に食品ロス削減推進法に基づき「神奈川県食品ロス削減推進計画」を策定し、また、持続可能な適正処理の確保に向け、「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定した。

(3) 廃棄物の現状と課題

ア 現状

- 一般廃棄物については、排出抑制の取組が促進されたことにより、排出量は減少傾向である一方、デジタル化の進展に伴って再生利用率が高い紙ごみの排出が減少したことなどにより、再生利用率は横ばい傾向で推移している。最終処分量は長期的には大幅に減少しているが、近年は横ばい又は微減傾向で推移している。
- 産業廃棄物の排出量及び再生利用率は長期的には概ね横ばい傾向で推移しており、最終処分量は海洋投入処分の規制厳格化により大幅に減少している。種類別には、廃プラスチック類の最終処分の割合が最も高い状況である。
- 不法投棄箇所数等は横ばいで推移しているが、いわゆる引っ越しごみのような一般廃棄物の不法投棄は後を絶たない状況である。海岸に漂着等したごみの処理量は、海藻の減少により総量は減少しているが、可燃物や不燃物は横ばい傾向で推移している。
- 災害廃棄物については、「神奈川県災害廃棄物処理計画」を策定し、協力体制の構築等を進めている。

イ 課題

- 焼却される生活ごみの中には、まだ食べることのできる食品、再資源化可能な紙や容器包装プラスチックなども混入しており、食品ロスの削減の推進や分別の徹底を図るためには、さらなる普及啓発が必要である。
- プラスチック資源循環法で市町村の努力義務として定められた、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化や事業者の取組促進が求められている。
- 人口減少等の社会情勢の変化に適切に対応し、持続可能な適正処理を確保するため、一般廃棄物処理施設の広域化・集約化や廃棄物処理法の厳正な運用、産業廃棄物処理業者の育成等が求められている。
- 脱炭素社会の実現に向け、焼却施設における確実な熱回収の実施やバイオマスの活用、同品質素材への再生といったリサイクルの質の向上が求められている。また、リサイクルしやすい商品の設計などライフサイクル全体で資源循環を推進する必要がある。

- 不法投棄の撲滅に向けては、引き続き市町村等の関係者と連携を図り、今後も高い水準で排出が想定される建設廃棄物は適正処理が確保されるよう指導等を徹底していくことが必要である。また、本県の美しい海や県土を守り、海洋プラスチック汚染をなくしていくため、県民等と協働しさらに環境美化を推進する必要がある。
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理体制の構築に向け、引き続き関係者と連携を図る必要がある。

2 改定のポイント

- 2050年脱炭素社会の実現に向けた速やかな対応が求められており、廃棄物・資源循環の分野においても温室効果ガス排出量の削減等、カーボンニュートラルの達成に貢献する取組の推進が必要であることから、脱炭素化の視点を加える。
- 脱炭素化にも貢献するライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進を強化するとともに、廃棄物処理法に基づく国の基本方針の変更等を踏まえた内容とする。

3 骨子案の概要

(1) 計画期間

2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間

(2) 基本理念

「廃棄物ゼロ社会」（現行計画から継続）

個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かし、すべてのものが資源として循環することによって「廃棄物」と呼ばれるものがゼロになるような社会を目指す。

(3) 計画目標

- 引き続き「廃棄物ゼロ社会」を目指すにあたり、これまでと同様の考え方で目標設定することを前提とするが、一部の目標については、取組の進捗状況が適切に反映されないといった課題が生じていることから見直すこととする。

＜現行計画＞	＜改定計画＞
目標項目	目標項目
①生活系ごみ1人1日当たりの排出量	①生活系ごみ1人1日当たりの排出量
②事業活動による廃棄物の県内GDP当たりの排出量	②産業廃棄物の排出量＜変更＞
③一般廃棄物の再生利用率	③一般廃棄物の再生利用率
④製造業における産業廃棄物の再生利用率	④産業廃棄物の最終処分量＜変更＞
⑤不法投棄等残存量	⑤不法投棄等残存量

(4) 施策事業体系

- 大柱「Ⅰ 資源循環の推進」、「Ⅱ 適正処理の推進」、「Ⅲ 災害廃棄物対策」の構成は継続したうえで、非常災害時を含め、安心安全な適正処理を前提に、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進し、2050年脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するよう再構築する。
- 特に大柱Ⅰでは、これまで一般廃棄物・産業廃棄物の別に3R（Reduce（排出抑制：リデュース）、Reuse（再使用：リユース）、Recycle（再生利用：リサイクル））の推進施策を定めていたが、一般廃棄物・産業廃棄物のいずれにおいても、3Rの中で廃棄物を排出しない取組が最も重要であることから、排出抑制、再使用の取組を優先し、再生利用については、リサイクルの質の向上を目指す内容に再構築する。
- 大柱Ⅱ及び大柱Ⅲについては、社会情勢の変化にも対応しながら取組を着実に推進し、海洋プラスチック問題の解決に向けては県内全域においてクリーン活動を推進する。

現行計画	改定計画
<p>大柱Ⅰ 資源循環の推進</p> <p>中柱1 一般廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進</p> <p>中柱2 産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進</p> <p>中柱3 人材の育成と広域連携の推進等</p>	<p>大柱Ⅰ 資源循環の推進</p> <p>中柱1 排出抑制、再使用の推進</p> <p>中柱2 再生利用等の推進</p> <p>中柱3 環境教育・学習及び人材育成の推進等</p>
<p>大柱Ⅱ 適正処理の推進</p> <p>中柱1 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>中柱2 PCB廃棄物の確実な処理</p> <p>中柱3 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進</p> <p>中柱4 海岸美化等の推進</p>	<p>大柱Ⅱ 適正処理の推進</p> <p>中柱1 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>中柱2 不法投棄・不適正保管の未然防止対策の推進</p> <p>中柱3 クリーン活動の推進</p>
<p>大柱Ⅲ 災害廃棄物対策</p>	<p>大柱Ⅲ 災害廃棄物対策</p>

(5) 計画の進行管理

毎年度、計画目標の値に対する排出量等の実績、各種事業の実施状況について把握し、その結果を県ホームページに掲載する。

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年5月 環境審議会に諮問し、骨子案を審議
- 6月 県議会へ骨子案を報告
- 7月 環境基本計画部会で素案を審議
- 8月 環境審議会で素案を審議
- 9月 県議会へ素案を報告
- 10月 県民意見募集、廃棄物処理法に基づく市町村への意見照会
- 12月 環境審議会で改定案を審議、審議会会長から知事に答申
- 令和6年2月 県議会へ改定案を報告
- 3月 計画改定